第一条のうち、大気汚染防止法施行規則様式第三の六の改正規定を削る。

第二条のうち、大気汚染防止法施行規則第十条の六の改正規定を削る。

第二条のうち、大気汚染防止法施行規則第十三条の二の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
（光ディスクによる手続） **第十三条の二**　第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項、第十条の二第一項、第十条の四第一項、第十条の五第一項、第十一条、第十二条及び第十六条の十一第四項の規定による届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク及び様式第六の二の光ディスク提出書を提出することによって行うことができる。	（光ディスクによる手続） **第十三条の二**　第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項、第十条の二第一項、第十条の四第一項、第十条の五第一項、第十一条及び第十二条の規定による届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク及び様式第六の二の光ディスク提出書を提出することによって行うことができる。

第二条のうち、大気汚染防止法施行規則様式第三の六の改正規定を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。